

東京地方裁判所 民事第20部 合議D係 御中

令和5年(フ)第1000号

破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

破産法第157条の報告書

令和5年6月27日

破産管財人 野田 聖子



頭書事件について、破産管財人は、次のとおり、破産法第157条1項所定の事項を報告する。

第1 破産者の概要

- 1 商号 株式会社チェンジ・ザ・ワールド
- 2 本店 山形県酒田市新橋二丁目26番地の20
- 3 成立年月日 平成26年2月3日
- 4 目的及び事業 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、地熱、風力等）を利用した発電システムの企画、設計設置、施工並びに販売等
- 5 破産手続開始以前の役員 代表取締役 池田 友喜
取締役 玉置 龍範
取締役 梅木 麻由
監査役 平野 龍高

第2 破産手続開始に至った事情

破産者は、平成26年設立当初より、再生可能エネルギーの普及と耕作放棄地を減らす営農型太陽光発電所（ソーラーシェアリング）の建設に特化した事業を行っていたところ、平成29年には、太陽光発電所を小口で販売する太陽光発電所「CHANGE（チェンジ）」事業（令和

4年にサービス名称を「ワットストア」に変更。小口化された持分を「ワット」という。)を開始し、多数の太陽光発電所及び風力発電所を建設し、事業を拡大した。

破産者は、令和4年2月、金融商品取引法上の第二種金融商品取引業に係る登録を受けるため、東北財務局への事前相談を開始した。

ところが、東北財務局から、ワットストアの提供するサービスが令和4年6月1日施行の預託等取引に関する法律（以下、「改正預託法」という。）に抵触する可能性があるとの指摘を受け、破産者は、令和4年9月、消費者庁への相談を開始し、改正預託法の適用の有無を検討した。

令和4年12月、破産者はワットストアによる新規販売を停止するとともに、令和5年1月、令和4年6月以降の販売分について改正預託法第14条3項によりワットの販売が無効になる可能性があるとして、希望者からの返金を受け付ける旨通知し、同年2月1日、返金の受け付けを開始した。

破産者は、ワットストアによる新規販売を停止するとともに、令和4年6月以降の販売について返金を受け付けることとしたことから、電力会社からの売電収入のほかに収入を得ることができず、一方で、多数のユーザーからの買戻請求及び太陽光発電所の保守管理費用その他の運転資金等の支出が発生し、令和5年2月末の運転資金等の支払いができない状況に陥り、利用規約に基づきワットストアの全サービスを終了させるとともに、破産申立を行うに至った。

貴庁は、令和5年2月27日午後5時、破産者に対し破産手続開始を決定し、当職が破産管財人に選任された。

第3 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

1 概要

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、令和5年6月27日現在の破産財団の残高は3億7873万7758円である。当職において、破産手続開始決定後に行った管財業務

のうち、主なものは以下のとおりである。

2 現金・預金

当職は、申立代理人から現金1656万3315円を引き継ぎ、破産財団に組み入れた。破産者名義の銀行口座を解約して、預金9万5536円を破産財団に組み入れた。

3 電力会社からの売電収入

当職は、令和5年2月27日以降、各電力会社から破産者の保有発電所に係る売電収入合計7749万7882円を回収し、破産財団に組み入れた。

4 発電設備の売却

(1) 破産者の発電・売電事業の譲渡

破産者は、ユーザーに対し、破産手続開始決定に先立って、令和5年2月27日に破産者の提供するサービスを終了する旨の通知及び公表を行い、規約に基づき、破産者の提供する全サービスが終了した。

これにより、規約上、ユーザーの保有していた発電設備にかかる共有持分権は破産者に買い戻され、破産者は、発電設備の所有権を取得し、ユーザーは、破産者に対し、買戻しの対価として、保有していたワット評価相当額の金銭債権を有することとなった。

当職は、上記買戻しを経て、破産手続開始時点で破産者に所有権が移転していた発電設備の維持及び管理を継続し、かかる発電設備を、破産者保有の売電事業等にかかる諸権利（各発電設備にかかるFIT制度に基づく認定ID、各送配電事業会社との間の売電契約にかかる破産者の地位、発電所の敷地にかかる土地の占有利用権（所有権、地上権、賃借権等の権原がある）等）とともに、事業譲渡によって一括して換価し、これをもって財団債権を弁済し破産債権者に対する配当原資を確保する方針とした。

そこで、当職は、換価にあたり必要な各種の準備・検討を行い、譲渡代金の最大化を図る観点から入札方式を採用することとし、事業譲渡先を募った上で入札手続を実施した。

なお、破産者の所有する太陽光発電所には、いわゆる「野立て」と呼ばれる雑種地等の土地に設置する発電所と「ソーラーシェアリング」と呼ばれる農地に設置された発電所がある。これらの発電所の事業を譲渡するためには、発電設備のみならず、FIT制度に基づく認定IDの名義変更、売電にかかる電力会社との契約名義の変更や土地の使用権に関する権利関係の整理・処理が必要であり、また「ソーラーシェアリング」については、これらに加えて、農地法上の許認可の処理、営農に関する利害関係人との調整等の複雑な手続が必要となる。

当職は、上記の入札手続に参加することを希望し、守秘義務誓約書を提出した複数の候補者に対し、破産者の発電事業にかかる資料を開示し、各候補者によるデューデリジェンスが実施された。その後、当職は、令和5年5月26日の入札日において、各候補者から提出された多数の提案内容を踏まえて、優先的契約締結交渉権者を選定し、現在、最終的な契約締結に向けて、協議継続中である。

(2) 建築準備段階及び建築途中の発電所

破産者は、ワットストア等で販売するために発電所の建築及び建築準備を行っており、破産手続開始決定時点において、多数の建築準備段階及び建築途中の発電設備や権利（FIT制度に基づく認定IDや土地の賃借権）が存在した。

当職は、これらの未完成の発電所案件について、各契約関係や債権債務関係を整理しながら、利害関係人との間で協議を行い、破産法第53条1項に基づく解除または合意解除を行った結果、現在までに和解金等として、4600万円を回収し、破産財団に組み入れている。

5 保証金、清算金等

破産者は、ワット購入に伴いユーザーに対してポイント付与サービスを行う提携会社に対し保証金を預託する等しており、当職は、各契約関係を処理し、合計1017万4826円の保証金及び清算金を回収し、破産財団に組み入れた。

6 本社の縮小及び支社の閉鎖

破産手続開始決定後、当職は、管財業務の遂行のため、当面、本社事務所及び千葉支社については、これを維持する必要があると判断したものの、本社については、賃借スペースを縮小して、賃料の支出を月額45万円から10万円に抑えた。また、東京支社、仙台オフィス、代表者社宅については、各賃貸借契約等を終了させ、保証金等の返還を受けて、合計金222万9640円を回収し、破産財団に組み入れた。

7 破産者関係者による誓約書の提出

ある債権者から当職に対し、破産者の関係者の会社に破産者の発電所を譲渡する等といった破産手続の公正性を害する事象の発生を危惧する旨の意見が提出されたことから、当職は、破産者の代表者ら関係者に対し、発電所に関わる競業行為を行わない旨の誓約書の提出を求め、誓約書の提出を受けた。

当職が、破産者の関係者（個人、法人を問わない。）に対して、発電所を売却することはなく、発電所については、公正性を担保する観点から、入札に適さない事情がある発電所を除き、原則として入札手続による売却活動を実施している。

第4 第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職において、破産者の計算書類や各種資料を調査し、関係者にヒアリングする等して、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、現在も調査継続中である。

第5 債権届出の概要

1 ワットストアを利用した債権届出

ワットストアのユーザー債権者については、ワットストアのWebサイト

のマイページから破産債権届出手続きができるようシステムを改修して、同マイページからの破産債権届出を受け付けた。

2 債権届出の概要

令和5年6月27日現在、破産債権届出の状況は、次の表記載のとおりである。当職は、届出された破産債権について、引き続き債権認否を行い、令和5年8月31日、債権認否一覧表を貴庁に提出する。

債権の種類	件数	届出債権額
一般破産債権	6793件	35億0325万8113円
劣後的破産債権	3件	143万6541円及び額未定
約定劣後破産債権	218件	額未定

第6 今後の管財業務

今後、上記第3・4記載の各発電所の発電・売電事業の譲渡等、破産財団に属する資産の換価及びこれに伴う諸手続を進めるとともに、届出債権の調査を行う予定である。

第7 破産手続の進行

現段階において、今後、一般破産債権に配当できる可能性が高いと考えられる。当職としては、経費を節約し、破産財団の増殖に努める所存である。各発電所の発電・売電事業の売却活動をはじめとする管財業務が完了するまで一定の期間を要する見込みであり、終結時期については未定である。

以上